

市民参加実施予定シート

予 定
 平成27年2月1日時点

担当課(生涯学習課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	おおたかの森センターの利用に関する条例の設定	市が考える市民等への影響	<メリット> ・住民相互の交流の場となる。 ・地域の活性化の一助となる。
名称	(仮称)流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例		<デメリット> ・利用料金を設定するため、利用者に負担がかかる。
概要	新市街地地区小中学校併設校に併設される地域交流施設の管理方法や施設・設備の利用時間、料金等を定める条例を制定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等	H25 5/22、7/30、10/29、H26 2/4	13名中「5名以内」が公募委員	生涯学習審議会	
	パブリックコメント手続	H26 2/21～3/22	全市民		
	意見交換会				(1) 目的 審議会等: 生涯学習に関する専門的な知見を有する審議会であり、本条例を検討することが相応しいため、パブリックコメント: 広く条例案を周知し意見を募集するため。 (2) 理由 公募市民をはじめ生涯学習にかかる専門的知見を有する生涯学習審議会において、新たに設置される生涯学習施設について、平成25年度当初から審議頂いている。 また、条例素案策定後に、市民全般から幅広く意見を募集するとともに事業の周知を図るため、パブリックコメントの実施を予定している。
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				
その他					

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成24年度		平成25年度											平成26年度			
4～9月	10～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10～3月	

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由